



冷たくて気持ちいい



みんなと一緒に食事

来年 4月から 子ども・子育て 支援新制度が スタート

誰もが安心して子育てができ、子どもが明るく元気に成長していける社会を目指した新制度が平成27年4月から始まります。市では新制度への移行にあたり、現在、詳細内容を検討しています。今回は新制度の概要についてお知らせします。

問い合わせ
子ども子育て課 福代 ☎0075

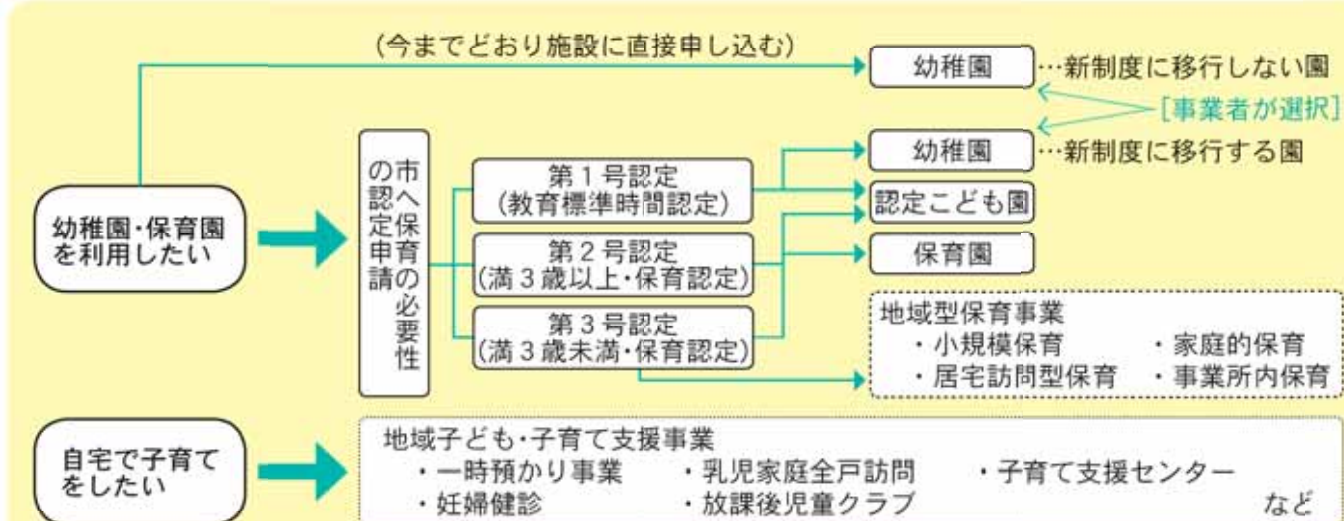
新制度に伴う保育園・幼稚園(給付施設)の利用手続きの要点

1 認定の種類と保育の必要量に応じた区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園
2号認定 (満3歳以上・保育設定)	満3歳以上で保護者の仕事や疾病などにより、保育園を必要とする子ども	認定こども園、保育園
3号認定 (満3歳未満・保育設定)	満3歳未満で保護者の仕事や疾病などにより、保育園を必要とする子ども	認定こども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業など

* 2号認定や3号認定を受ける人は、保育の必要量によって「保育標準時間(フルタイム就労、最長11時間)」または「保育短時間(パートタイム就労、最長8時間)」に区分されます。それぞれ、利用できる時間が異なり、利用できる時間の必要な範囲で利用することになります。

3 利用手続きの流れ



2 入所要件の緩和

保育所などでの保育を希望する場合の保育認定(2号認定、3号認定)について、保育を必要とする事由の要件が緩和されます。入所要件は、基本的に保護者本人の事由により判断されます。ただし、同居の親族などが保育できる場合などは、優先度として調整されます。

■「保育を必要とする事由」の主な緩和内容

- フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労を容認(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)
- 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居または長期入院・入所している親族の常時の介護・看護
- 災害復旧(状況に応じボランティアも含む)
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校などを含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

* 判断の基準となる保護者の就労時間の下限は、1カ月当たり48時間から64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。また、求職期間なども国における議論を踏まえながら、市で検討を進めています。

子育てしやすく働きやすい社会を目指し

平成24年8月に、「子ども子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づいて、来年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。新制度は、保護者が子育てしやすく働きやすい社会を目指して、幼児期の学校教育や

保育、地域のさまざまな子育て支援について取り組みの拡大、質の向上などを進めるものです。新制度では、幼稚園や保育園などを利用する場合、子ども一人一人の教育・保育の必要に応じた「認定」を受ける必要があります。ただし、新制度に移行しない園を利用する場合には、これまでどおり

利用する園に直接申し込むこととなります。市では、現在、国の議論を踏まえながら詳細内容の検討を進めています。幼稚園や保育園などを利用する場合の「認定」申請を、10月中旬頃に受け付ける予定です。詳しい手続きなどは、今後、広報まきはらやホームページでお知らせします。



みんなの遊び場

保育園や幼稚園を利用しない家庭でもサービスを受けられるの？

自宅での子育てを中心としている家庭への支援も継続・充実していきます。具体的には、保育園の一時預かり事業や子育て支援センター事業の強化に努めます。子育てで困ることがありましたら、子育て支援センターなどに気軽に相談してください。

利用者の自己負担は？

新制度での幼稚園や保育園の利用料は、現行の水準や所得に応じた負担を基本として、今後、国が決める水準を上限に、市町村が設定します。ただし、現状のまま運営を継続する幼稚園は、これまでどおり、園が定めた保育料を支払うこととなります。

今の幼稚園や保育園はどうなるの？

私立の幼稚園は、新制度の幼稚園に移行する園と現行制度のまま継続する園があります。また、引き続き幼稚園や保育園として運営する場合もあれば、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」に移行する場合があります。今後、各園の判断にて選択されることとなります。